

宝塚市地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 相談支援事業（第7条－第12条）
- 第3章 成年後見制度利用支援事業（第13条－第15条）
- 第4章 意思疎通支援事業
 - 第1節 通則（第16条－第22条）
 - 第2節 手話通訳者派遣事業（第23条－第27条）
 - 第3節 要約筆記者派遣事業（第28条－第32条）
 - 第4節 手話通訳者設置事業（第33条－第36条）
 - 第5節 入院時コミュニケーション支援事業（第37条－第42条）
- 第5章 日常生活用具給付等事業（第43条－第52条）
- 第6章 手話奉仕員養成研修事業（第53条・第54条）
- 第7章 移動支援事業（第55条－第61条）
- 第8章 地域活動支援センター事業（第62条－第67条）
- 第9章 その他の事業
 - 第1節 訪問入浴サービス事業（第68条－第77条）
 - 第2節 更生訓練費給付事業（第78条－第84条）
 - 第3節 知的障害者職親委託制度事業（第85条－第96条）
 - 第4節 生活訓練等事業（第97条－第102条）
 - 第5節 日中一時支援事業（第103条－第109条）
 - 第6節 生活サポート事業（第110条－第116条）
 - 第7節 社会参加促進事業
 - 第1款 通則（第117条・第118条）
 - 第2款 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（第119条・第120条）
 - 第3款 自動車運転免許取得費助成事業（第121条－第128条）
 - 第4款 自動車改造費助成事業（第129条－第135条）
 - 第8節 要約筆記者養成研修事業（第136条・第137条）
- 第10章 雑則（第138条－第142条）
- 附則

第7章 移動支援事業

（趣旨）

第55条 移動支援事業は、全身性障害者^がその他屋外での移動に著しい制限のある者に対し、外出時における移動中の介護（以下「移動支援」という。）を行い、もって地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものとする。

（対象者）

第56条 移動支援事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等（障害児にあって

は、原則として、就学前の児童を除く。以下同じ。)であって、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、外出時の移動支援につき、市長がその必要があると認めた者とする。

(1) 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者(児)(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する障害者(児)であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。)

(2) 知的障害者 療育手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある障害者(児)

(3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる者で、漠然とした不安、妄想等により一人での外出が困難である障害者(児)又は公共交通機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うことが困難である障害者(児)

(4) 難病患者 法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であり、第1号に掲げる者と同等に屋外での移動に著しい制限のあることが医師の意見書等により明らかであるもの

2 前項の在宅の障害者等には、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居している障害者等を含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者は、原則として、移動支援事業の対象者としなない。ただし、市長がその必要があると認める者については、この限りでない。

4 障害児を対象とする移動支援は、第1項の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 疾病、出産、事故、災害等により、当該児童の保護者が外出に付き添うことができない場合

(2) 必要最小限の範囲内で移動支援を利用することにより、当該障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む上で必要な能力又は適性の向上を図ることができると認められる場合

(事業の内容)

第57条 移動支援とは、交通機関の乗降等の介護、食事の介護、排泄の介護、交通料金の支払の支援、目的地における行動の支援等、障害に応じ必要とする外出に係る支援をいうものとする。

2 前項の移動支援は、次の各号のいずれにも該当しない外出に係る支援であって、かつ、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限るものとする。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出(報酬を伴う会議等に参加に係る外出を除く。)

(2) 通年かつ長期にわたる外出に係る支援(法第5条第11項に規定する障害者支援施設、第8章に規定する地域活動支援センター、学校等に係る送迎をいい、児童を対象とし、当該児童の保護者の出産、疾病、事故、災害等により一時的に行われる学校等への送迎を除く。)

(3) 医療機関への通院（突発的な発病の際の通院等を除く。）

(4) 社会通念上適当でない外出

3 市長は、次の各号に掲げる実施方法により移動支援を行うものとする。

(1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援

(2) グループ支援型 屋外におけるグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

(申請)

第58条 移動支援事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第59条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請者の状況を調査の上、移動支援の利用の適否を決定し、その結果を、地域生活支援事業利用給付費支給決定（部下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項において決定する事項には、支援度合の区分として、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合の区分を含むものとする。

(事業者、報酬等)

第60条 移動支援事業を行うことができる事業者（以下「派遣事業所」という。）は、第3条第2項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者で、かつ、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができるものと認められ、同条第3項の規定により市長の登録を受けた事業所とする。

2 市長は、派遣事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、別表第1の費用の額から次条第1項及び第2項の規定により算定した障害者等が移動支援を利用した場合に支払うべき費用の額（以下この章において「利用者負担額」という。）を控除して得た額とする。

4 移動支援の提供に当たる者の資格は、別表第2のとおりとする。

5 移動支援事業の人員、設備及び運営の基準については、この要綱に特別の定めがある場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第1章及び第2章の例による。

(費用の負担)

第61条 障害者等が移動支援を利用した場合の利用者負担額は、別表第1の区分に応じ算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。

2 前項の場合において、利用者負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

3 移動支援業務に従事する者が移動支援に要する交通費（事業所と移動支援を利用した障害者等の居宅間の往復等に要する費用を除く。）については、当該移動支援を利用した障害者等の負担とする。

4 移動支援を利用した障害者等は、派遣事業所の請求に基づき、利用者負担額を支払うものとする。

別表第1（第60条・第61条関係）

（その1）個別支援型の場合

区 分	報 酬 の 額
身体介護を伴う場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）別表第1の1のイの「居宅における身体介護が中心である場合」の例により算定した額
身体介護を伴わない場合	算定基準別表第1の1のハの「家事援助が中心である場合」の例により算定した額

（その2）グループ支援型の場合

ヘルパー（移動支援従事者をいう。）対利用者の人数に応じ、（その1）の身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合の区分に応じた報酬の額に次表の利用者1人当たりの支給割合を乗じて得た額

ヘルパー対利用者の人数	1人対2人	1人対3人	1人対4人
利用者1人当たりの支給割合	70/100	60/100	50/100

別表第2（第60条関係）

区 分	移動支援の提供に当たる者の資格
身体障害者及び難病患者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士 ○養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員基礎研修修了証明書所持者 ・介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。） ・ガイドヘルパー養成研修（全身性障害者（児））修了証明書所持者 ・居宅介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了証明書所持者 ・重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者 ・障害者居宅介護従業者基礎研修修了証明書所持者 ・障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者 ・日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者

<p>知的障害者の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士 ○養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員基礎研修修了証明書所持者 ・介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。） ・ガイドヘルパー養成研修（知的障害者（児））修了証明書所持者 ・居宅介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・行動援護従業者養成研修修了証明書所持者 ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了証明書所持者 ・重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者 ・障害者居宅介護従業者基礎研修修了証明書所持者 ・障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者 ・日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者
<p>精神障害者の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士 ○養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員基礎研修修了証明書所持者 ・介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。） ・居宅介護職員初任者研修修了証明書所持者 ・行動援護従業者養成研修修了証明書所持者 ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了証明書所持者 ・重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者 ・障害者居宅介護従業者基礎研修修了証明書所持者 ・障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者 ・日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者